

○中村学園大学(含む短期大学部)社会連携推進センター規程

令和2年4月1日

制定

(設置)

第1条 中村学園大学及び中村学園大学短期大学部(以下「本学」という。)に社会連携推進センターを置く。

(目的)

第2条 社会連携推進センターは、本学における教育研究の進展に寄与し、本学が有する知的資源及び施設を活用して地域社会や産業界等との連携を推進する。また、相互の課題を組織的に解決するための教育研究拠点の強化を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 社会連携推進センターは、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を行う。

- (1) 地域社会との連携事業に関する事項
- (2) 行政との連携事業に関する事項
- (3) 産業界との連携事業に関する事項
- (4) 他大学との連携事業に関する事項
- (5) 生涯学習に関する事項
- (6) 公開講座に関する事項
- (7) その他社会連携推進センターの目的達成のために必要な事業に関する事

(組織)

第4条 社会連携推進センターに次の各号に掲げる職員を置く。

- (1) 社会連携推進センター長
- (2) その他学長が必要と認めた者

2 前項第1号は、本学の教授又は准教授のうちから、学長が任命する。

3 本条第1項第1号の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

4 社会連携推進センター長が欠けたときは、社会連携推進センター長が指名する者がその職務を代行する。

(運営委員会)

第5条 社会連携推進センターに、第3条の事業運営に関することを検討・審議するために社会連携推進センター運営委員会(以下、「運営委員会」という。)を置く。

2 運営委員会は、次に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 社会連携推進センター長
 - (2) 大学の各学科から1名
 - (3) 短期大学部の各学科から1名
 - (4) 連携推進部から1名
 - (5) 法人本部総務部から1名
 - (6) 法人本部財務部から1名
 - (7) その他社会連携推進センター長が必要と認めた者
- 3 社会連携推進センター長が運営委員会を招集し、その議長になる。
- 4 本条第2項第2号及び第3号の委員は、各学科の教授、准教授、講師以上で構成する。
- 5 運営委員会は、本条第2項第1号から第4号の委員の過半数の出席により成立する。
- 6 運営委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。
- 7 議長は、必要に応じて、本条第2項第5号及び第6号の委員の出席を求めることができる。

(任期)

第6条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

- 2 委員に欠員が生じた場合は、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(公開講座)

第7条 公開講座に関する企画・立案・実施の詳細については、別に定める。

(事務)

第8条 社会連携推進センターに関する事務は、連携推進部において行う。

附 則

- 1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この規程の制定により、中村学園大学(含む短期大学部)地域連携推進センター規程(平成26年6月1日制定)及び中村学園大学(含む短期大学部)産学官連携推進センター規程(平成27年4月1日制定)は廃止する。